

悪臭の測定結果（固型化処理施設：令和5年度）

実施年度		令和5年度											基準値 ^{※1}
実施月／調査日		4月度	5月度	6月度 ^{※3}	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	
対象	測定地点	4日	9日	5日	4日	1日	5日	5日					
悪臭	風上位置	固-1	固-3	固-1	固-1	固-3	固-3	固-1					
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満					
	風下位置	固-3	固-1	固-3	固-3	固-1	固-1	固-3					
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満					

※1 本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「福島県悪臭防止対策指針」の第2種区域に該当し、許容限度15（単位：臭気指数）が基準値となる。

※2 【10未満】は定量下限値未満を示す。

※3 特定悪臭物質濃度を合わせて測定（1回/年）。

悪臭の測定結果（第二保管施設：令和5年度）

実施年度		平成5年度											基準値 ^{※1}
実施月／調査日		4月度	5月度	6月度 ^{※3}	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	
対象	測定地点	4日	9日	5日	4日	1日	5日	5日					
悪臭	風上位置	保-2	保-2	保-4	保-2	保-2	保-2	保-4					
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満					
	風下位置	保-4	保-4	保-2	保-4	保-4	保-4	保-2					
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満					

※1 本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「福島県悪臭防止対策指針」の第2種区域に該当し、許容限度15（単位：臭気指数）が基準値となる。

※2 【10未満】は定量下限値未満を示す。

※3 特定悪臭物質濃度を合わせて測定（1回/年）。

悪臭の測定結果（破碎・改質処理、第四保管施設：令和5年度）

実施年度		令和5年度											基準値 ^{※1}
実施月／調査日		4月度	5月度	6月度 ^{※3}	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	
対象	測定地点	4日	9日	5日	4日	1日	5日	5日					
悪臭	風上位置	破-1	破-3	破-1	破-1	破-3	破-3	破-1					
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	14 ^{※4}	10未満	10未満					
	風下位置	破-3	破-1	破-3	破-3	破-1	破-1	破-3					
	臭気指数 ^{※2}	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満					

※1 本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく「福島県悪臭防止対策指針」の第2種区域に該当し、許容限度15（単位：臭気指数）が基準値となる。

※2 【10未満】は定量下限値未満を示す。

※3 特定悪臭物質濃度を合わせて測定（1回/年）。

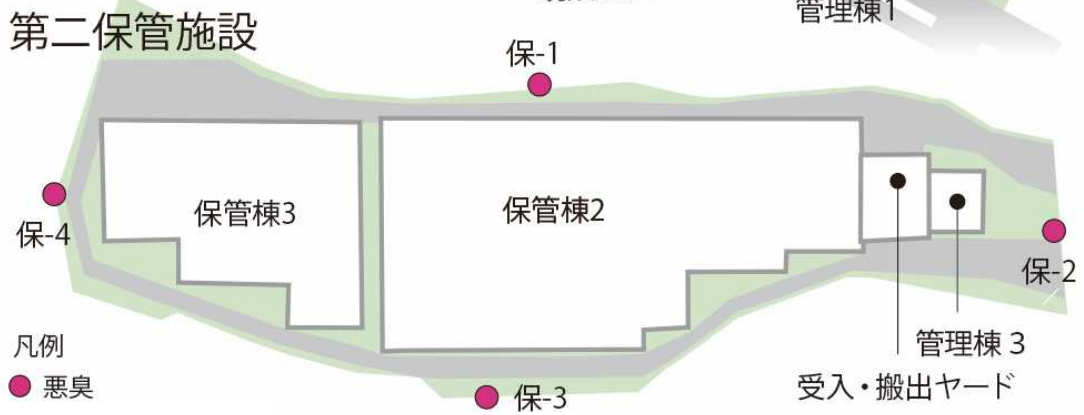
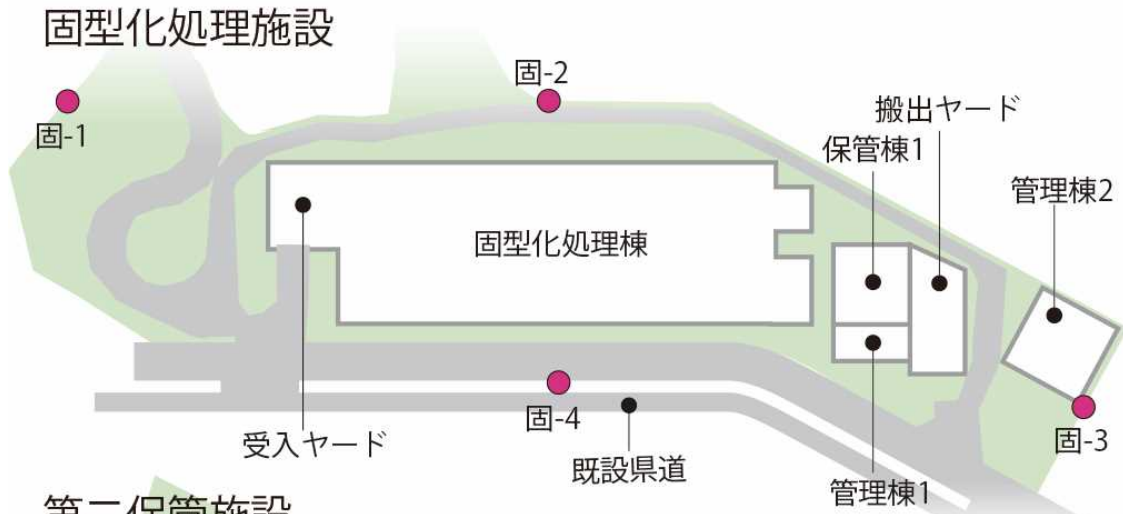
※4 周辺で草刈りがあり、草の臭いがあった。

悪臭の測定結果（特定悪臭物質濃度：令和5年6月5日測定；1回/年測定）

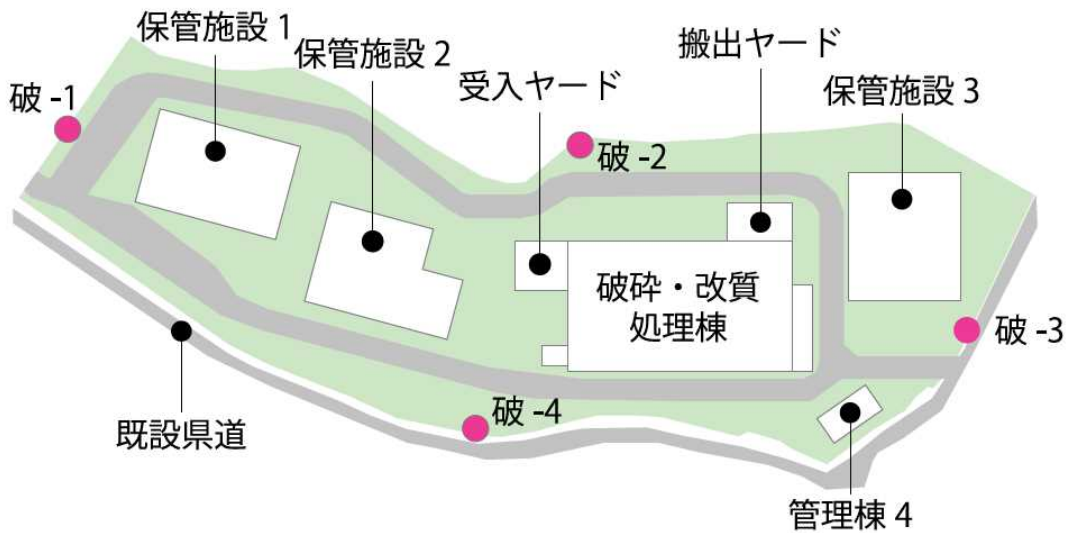
特定悪臭物質	単位	基準値等 ^{※1}	固型化処理施設		第二保管施設		破碎・改質処理、第四保管施設		定量下限値
			風上（固-1）	風下（固-3）	風上（保-4）	風下（保-2）	風上（破-1）	風下（破-3）	
アンモニア	ppm	2	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
メチルメルカプタン	ppm	0.004	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002
硫化水素	ppm	0.06	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002
硫化メチル	ppm	0.05	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.001
二硫化メチル	ppm	0.03	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0009
トリメチルアミン	ppm	0.02	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005
アセトアルデヒド [*]	ppm	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.005
プロピオンアルデヒド [*]	ppm	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.005
ノルマルブチルアルデヒド [*]	ppm	0.03	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0009
イソブチルアルデヒド [*]	ppm	0.07	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002
ノルマルペンタールアルデヒド [*]	ppm	0.02	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0009
イソペンタールアルデヒド [*]	ppm	0.006	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0003
イソブタノール	ppm	4	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.09
酢酸エチル	ppm	7	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.3
メチルイソブチルケトン	ppm	3	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
トルエン	ppm	30	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	1
スチレン	ppm	0.8	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04
キシレン	ppm	2	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
プロピオン酸	ppm	0.07	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003
ノルマル酪酸	ppm	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002
ノルマル吉草酸	ppm	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002
イソ吉草酸	ppm	0.004	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0002

※1 固型化処理施設、第二保管施設及び破碎・改質処理施設は「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制地域に立地しないため、特定悪臭物質の規制基準は適用されないが、B区域の基準を参考値とした。

悪臭の測定地点



破碎・改質処理、第四保管施設



凡例

● 悪臭の測定地点

臭気指数 : 固型化処理施設、第二保管施設、破碎・改質処理、第四保管施設それぞれ測定当日の風上及び風下にて測定、計6地点で測定。

特定悪臭物質濃度 : 固型化処理施設、第二保管施設、破碎・改質処理、第四保管施設それぞれ測定当日の風上及び風下にて測定、計6地点で測定。1回/年。